

令和3年11月八戸市議会臨時会

提 出 議 案

11月市議会臨時会に付議すべき事件

議案第131号 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

議案第131号

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特別職の職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の70」を「100分の65」に改める。

第2条 八戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

(八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「100分の155」に改める。

第4条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

(八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例（昭和24年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の160」を「100分の155」に改める。

第6条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

(八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の182.5」を「100分の180」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和4年4月1日から施行する。